

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

國學院大學図書館所蔵の毛利氏関係文書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國学院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター — 公開日: 2024-07-03 キーワード: 作成者: 堀越, 祐一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000636

國學院大學図書館所蔵の毛利氏関係文書

堀越祐一

はじめに

國學院大學図書館は、『久我家文書』をはじめとして、多数の古文書を所蔵している。多くが「貴重書」として保管されており、そのなかには織田信長・豊臣秀吉・徳川家康といった天下人の文書なども含まれる。戦国大名文書では、西国の雄とも言うべき毛利氏に関する文書がもつとも多く、毛利輝元やその子秀就、小早川隆景、毛利秀元といった武将や大名の文書を所持しており、これまでまったく知られていなかったものも少なくない。近年、図書館の「デジタルライブラリー」において、それらの写真をインターネット上で一部公開するなどして、研究の進展に供するようになっているものの、それだけではまだ十分とは言えないであろう。そこで小稿では、現時点で國學院大學図書館にある毛利氏関係文書の全容を紹介することにした。

一 毛利輝元書状集（貴―一六九六）

「毛利輝元書状集」は六通の文書からなり、一卷に軸装されている。毛利輝元（一五五〇―一六二五）は、わずかな版図から西日本最大の勢力を築きあげた戦国大名、毛利元就の嫡孫にあたり、織田信長と死闘を繰り広げたのちに豊臣秀吉に臣従した。官位は従三位中納言、安芸国を本拠とし、秀吉から羽柴の名字を与えられて「羽柴安芸中納言」と称された。石高は百十二万石で、徳川家康に次ぐ大大名として、秀吉死去時には「五大老」にも任命されている。慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦においては西軍の総大将となるが戦場には赴かず、大坂城にて豊臣秀頼を警護した。戦後、領国保全を条件に家康の誘いに応じて大坂城を退去したが、その後領地没収の沙汰を受ける。一族の吉川広家の奔走により、かろうじて長門・周防両国の領有が許されたものの、失意の輝元は隠居・出家し「宗瑞」と称する。だが実権は手放さず、徳川政権下での毛利氏存続を図っていた。

さて、この「毛利輝元書状集」が本学所蔵となった経緯についてはよくわからないものの、宛所から考えて、元々は毛利家臣飯田家に伝来したものであることは確実である。実際、江戸享保期に成立した『萩藩閥閥録』（巻一四五）には、以下の③から⑥まで四通の文書が収録されている。『萩藩閥閥録』（以下、『閥閥録』と略す）によれば、飯田家は別名を菅田ともいい、その当主は越中守宣真（三郎左衛門）―三郎左衛門宣種―越中守宣武（久三郎）―三郎左衛門宣政―小三郎元宣（のちに三郎左衛門）―長兵衛直宣（久三郎とも）と変遷したらしい。以下、文書個別ごとに検討を加える。なお「毛利輝元書状集」の原本写真については、國學院大學図書館の「デジタルライブラリー」においてすでに公開されているので、そちらを参照されたい。

① 毛利輝元加冠状（縦二十八・三厘×横四十六・九厘、豎紙）

加冠 元

天正五年正月十一日 輝元（花押）

飯田小三郎殿

この加冠状は、偏諱の「元」字を飯田小三郎に許したものである。小三郎の通称は元宣しか用いている様子はなく、また時期的にみても妥当と思われるから、元宣のことと考えてよいだろう。このような加冠状は、毛利家内で非常に多くみられるもので、有力家臣の多くが「元」や「就」の偏諱を受けているが、これは毛利氏の出自が安芸の一人に過ぎないという点と密接に関連していよう。元来同格、または地理的に縁の薄かった者たちを配下に編成していく上で、効果的な手法と位置付けられていたと思われる。なお、この加冠状は『閩閩録』には収録されていない。

② 毛利輝元補任状（縦二十八・四糎×横四十三糎、豎紙）

任 三郎左衛門尉

天正十六年正月四日 輝元（花押）

飯田小三郎殿

補任状は、これも毛利家内では多く発給されている。ここでは飯田小三郎元宣に対して、通称の小三郎を改めて先祖ゆかりの三郎左衛門尉を称することを許しているが、受領名を許可する場合も多い。もちろん公的な官職ではないが、偏諱授与とともに、戦国大名毛利氏の家中統制の有力な方策の一つであった。この補任状も『閩閩録』未収録である。

③ 毛利輝元判物（縦二十六・八糎×横四十六・二糎、豎紙）

父三郎左衛尉以手続、一跡事

進置候、全知行不可有相違
之状如件、

(元龜二年三月十日 輝元(花押))

菅田龜石殿

この判物は、菅田龜石に知行の相続を許したものである。『閔閔録』によれば、菅田龜石と飯田元宣は同一人物とされる。また同書には「実同姓三郎左衛門宣種男」とも書かれている。宣武は宣真の次男とされているものの、宣政について明記されていないが、宣武の子である可能性が高い¹⁾。飯田家では宣種が早く死に、子に元宣がいたものの幼少であるため家督の座は宣種の弟宣武、そしてその子の宣政と受け継がれ、やがて宣種の実子である元宣に家督の座がめぐってきたのであろう。

④毛利輝元書状(縦二十六・九厘×横二十二・三厘、豎紙)

三郎左衛門事、去年於

立花用立候、誠不便之

至候、頓可申遣候、依繁

多無沙汰候、猶此者可申候、

謹言、

十二月十八日 輝元(花押)

この書状は宛所を欠く。後に裁断されたと思われるが、『閔閔録』には「菅田所へ 輝元」とあるから、もとは切封であろう。本文冒頭の「三郎左衛門事、去年於立花用立候、誠不便之至候」から、「三郎左衛門」が「立花」にお

いて討死したことが窺われる。「立花」は九州博多近辺にある立花山城のことであろう。この地をめぐっては、毛利氏と大友氏との間で度々戦いが繰り広げられているから、「三郎左衛門」はその中で討死したと思われる。問題は「三郎左衛門」が誰かだが、その通称を名乗ったのは宣真・宣種・宣政・元宣と四人いる。「父三郎左衛門」などと書かれていない点を考慮すれば、この「三郎左衛門」と輝元書状の受給者は親子ではない可能性が高いように思われる。ここで飯田家の系図を整理してみよう。

宣真—宣種—元宣
 |
 宣武—宣政

発給者が輝元であることからすれば、元就・隆元期に活動した宣真や宣種・宣武ではなさそうである。また、天正年間以降もその存在が認められる元宣とも考えにくい。確証はないが、もつとも蓋然性が高いのは宣政ではなからうか。なおこの書状の年次については、『閩閩録』が元亀元年（一五七〇）に比定しているが、②が元亀二年三月付けで「三郎左衛門尉」の跡継ぎとして菅田亀石に相続を認めたものであることを考えると、その前年の元亀元年とする同書の見解に従うべきであろう。

⑤ 毛利輝元書状（縦二十六・九糎×横四十五・一糎、折紙）

至其元賊船打

上、少々放火仕候処、

辛勞被仕候通、具

承知候、今日兎周

其外草津差下候間、

相談之、弥氣遣可

為肝要候、尚追々可

申聞候、謹言、

閏正月四日 輝元（花押）

菅田小三郎殿

これは閏正月四日付で輝元が菅田小三郎元宣に宛てた書状である。両人の活動時期に正月が閏月なのは元龜三年（一五七二）と天正十一年（一五八三）年、よつて年次はどちらかに絞られる。そして①で天正五年時には小三郎元宣が菅田ではなく飯田を称していることから、この文書は元龜三年に特定できる。内容的には「草津」という地名が出てくる注目がされる。この地は安芸国の広島湾に面した古くからの良港であった。城（草津城）も築かれていたが、「至其元」とあることから、菅田小三郎が草津城に在番していたことが窺われる。草津城代は毛利家重臣で水軍の将児玉就方だったから、小三郎はその与力として毛利水軍に属していた可能性が高い。

飯田元宣が水軍に属していたことは、後年の史料にもみることができるとすなわち「毛利三代実録」の慶長十六年（一六一二）六月二十八日条に「海軍ヲ兩隊ト無為シ、村上勝太郎元武（後掃部頭、能登守ト称ス）・栗屋太郎右衛門尉元時ヲ以テ其長ト為シ、防州佐波郡三田尻ニ住セシメ、公ヨリ隊士ノ名簿ヲ二人ニ授ク」という記述に続いて、栗屋元武の配下の一人として飯田三郎左衛門尉の名も記されているもので、石高は四十二石余となっている。元宣の後飯田家は直宣・宣勝と続くが、「三郎左衛門尉」は称していないので、これは元宣であろう。

⑥ 毛利輝元書状（縦二十六・八糎×横四十三・九糎、豎紙）

就今度京都差上、理

通承知候、一跡事不

可有相違候、尚粟右

可申聞候、謹言、

六月廿八日 輝元（花押）

（奥ウハ書）

〔切封墨引〕 菅田小三郎殿 輝元

この書状は輝元が菅田元宣に対して京都へ「差上」ることを許したものである。年次の特定は難しいが、手掛かりは元宣が菅田名字を称していることと本文中の「今度京都差上」という文言であろう。①では天正五年正月時点には小三郎が名字を飯田としているので、この文書は天正四年以前のものである可能性が高い。そうすると「京都差上」とは平和的な上洛を意味するものではない。織田信長による將軍足利義昭の京都追放と輝元による義昭の庇護、そして義昭から輝元への信長に対する軍事発動の要請との関係が想起されよう。義昭が毛利領に逃れてきたのは天正四年であることを踏まえると、文書の年次はその年である可能性が高いように思えるが、確実とまでは言えないので「天正四年カ」としておく。なお、「一跡事、不可有相違候」とは、いまだ菅田を称している小三郎元宣に、飯田へと名字を変え、家督を相続することを許可したものであろう。これを受けて、①では飯田名字で呼ばれているのである。

二 毛利輝元自筆書状（貴一―一六九九―一七〇一）

「毛利輝元自筆書状集」は全二十二通、三巻に納められている。以下がその内訳である。

第一軸（貴―一六九九）

- ①年月日未詳、宛所「右近」（縦二十八・九糎×横四十七・八糎、折紙）
 ②年月日未詳、宛所「右近」（縦三十一糎×横五十・一糎、折紙）
 ③年月日未詳、宛所「右近」（縦二十九・二糎×横四十七・五糎、折紙）
 ④年月日未詳、宛所「右近」（縦三十一・三糎×横五十・二糎、折紙）
 ⑤年月日未詳、宛所「右近」（縦三十二・四糎×横五十三糎、折紙）
 ⑥年月日未詳、宛所「右近」（縦三十二・五糎×横五十・六糎、折紙）

第二軸（貴―一七〇〇）

- ⑦年月日未詳、宛所「右近」（縦三十一糎×横四十三・七糎、折紙）
 ⑧年月日未詳、宛所「右近」（縦三十一糎×横四十八・九糎、折紙）
 ⑨年月日未詳、宛所「右近」（縦三十一糎×横四十九・四糎、折紙）
 ⑩年月日未詳、宛所「右近」（縦三十三糎×横四十八糎、折紙）
 ⑪年月日未詳、宛所「右近」（縦三十一糎×横四十九・八糎、折紙）
 ⑫年月日未詳、宛所「栗右」（縦二十九・二糎×横四十四・六糎、豎紙）
 ⑬年月日未詳、宛所「あわ右近」（縦二十七・二糎×横三十八・三糎、豎紙）
 ⑭年月日未詳、宛所「栗右近」（縦二十六・五糎×横四十一・七糎、豎紙）

第三軸（貴―一七〇一）

- ⑮年月日未詳、宛所記載なし（縦十六・二糎×横四十七・五糎、豎紙）

- ①⑥年月日未詳、宛所「粟右近」(縦三十・九糎×横四十六・三糎、折紙)
 ①⑦年月日未詳、宛所「粟右」(縦三十一・六糎×横四十九・七糎、折紙)
 ①⑧年月日未詳、宛所「粟右近」(縦三十一・四糎×横四十八・八糎、折紙)
 ①⑨年未詳卯月六日、宛所「粟右」(縦三十二・六糎×横四十八・八糎、折紙)
 ②⑩年月日未詳、宛所「粟右近」(縦三十一・四糎×横四十八・三糎、折紙)
 ②⑪年未詳七月十一日、宛所「粟九郎右」(縦三十五・一糎×横五十三・六糎、折紙)
 ②⑫年月日未詳、宛所「あわ右近」(縦三十八・八糎×横四十九・四糎、折紙)

輝元の名はまったく書かれていないものの、①⑨と②⑫には花押が据えられていて、このうち②⑫の方は輝元が江戸期に用いていたものと符合する。また内容から判断しても、輝元の書状とみてよい。

さて、宛所の人物比定をすることが、文書群の年代を考えるうえで欠かせない。まず②⑫以降の「粟」が大きな手掛かりを与えてくれる。これは毛利家臣に多く存在する粟屋氏のことだろう。数ある粟屋氏のなかで、輝元期に「右近」を称した人物となると、粟屋元貞の名が浮かんでくる。ただし、その子の元重も父と同じく「右近」を称しているので注意が必要となる。そこでまず、粟屋元貞・元重父子の官途名の変遷を確認しておきたい。

『閩閩録』(巻九)に収録されている粟屋父子宛の口宣案や補任状は、以下の六通である。

- ア. 天正十六年(一五八八)七月二十六日付後陽成天皇口宣案 従五位下豊臣(粟屋)元貞を右近大夫に任ずる
 イ. 天正十六年七月二十六日付後陽成天皇口宣案 豊臣元貞を従五位下に叙す
 ウ. 慶長六年(一六〇一)五月八日付毛利輝元補任状 粟屋与十郎を九郎右衛門尉に任ずる

エ、慶長十七年十一月九日付毛利秀就補任状 粟屋九郎右衛門尉に肥後守の受領名を与える
 オ、慶長十七年十一月八日付毛利秀就補任状 粟屋与十郎を右近大夫に任ずる

カ、寛永九年（一六三二）五月一日付毛利秀就補任状 粟屋右近助を九郎右衛門尉に任ずる

このうち、「ア」「イ」のみが朝廷から正式な官位で、ほかは毛利家において独自に与えたものであることは言うまでもないだろう。

さらに『閥閥録』には以下のようにも記されている。

粟屋肥後守元貞・始右近大夫 九郎右衛門

寛永七年三月八日死、六十八歳

粟屋九郎右衛門元重 始与十郎 右近大夫

正保三年九月十五日死、四十八歳

これを参考にして、「ア」も「カ」が元貞・元重のどちらにも与えられたものか考えてみたい。まず「ア」「イ」は実名が書かれているため元貞宛は確実である。また肥後守を称していたのは父の元貞だけであるので、「エ」の対象も元貞であろう。とすれば、「オ」は元重宛ということも疑いない。二日続けて同一人物に補任状が出されるはずはあるまい。「カ」は、寛永九年段階では元貞はすでに死去しているのだから、同じく元重宛である。問題は「ウ」である。「与十郎」とあるため、一見すると元重宛のもののようにも思えるが、これは元貞宛ではないか。

元貞が「与十郎」の通称を称したことは『閥閥録』には書かれていないが、父子で通称を同じくするということは、当時よくみられたことである。実際、元貞の父元種は「与十郎」を称している。この粟屋家においては、代々「与十郎」の通称を用いることにしていたと考えることは十分に可能だろう。それに「ウ」が元貞でなければ「エ」との整

合性が見つからないし、なにより正保二年（一六四五）に四十八歳で死去した元重は、慶長六年段階ではわずか四歳にすぎず、これでは補任状を与えられるには早すぎる。よって「ウ」は元貞宛で間違いないと考える。つまり粟屋元貞は、天正十六年に正式な官職である「右近大夫」を朝廷から与えられたにもかかわらず、なんらかの事情により一度通称の「与十郎」に戻し、ついで輝元から「九郎右衛門尉」を、さらに後年になってその後継者である秀就から「肥後守」の補任状を与えられたのである。

よって、これら「毛利輝元自筆書状集」のうち、宛所なしの⑮と「粟屋九郎右」宛の⑯を除いた「粟屋右近」宛の二十通は、慶長六年五月八日以前（元貞宛）か、同十七年十一月八日以降（元重宛）に出されたものであることは確定した。あとは文書の内容から、どちら宛でいつごろ書かれたものなのかを判断するしかないだろう。

なお、「粟屋九郎右衛門尉」宛の⑳は、元重宛である可能性はない。元重が「九郎右衛門尉」を与えられる寛永九年五月一日には、輝元はすでに死没しているからである。よって㉑は宛所が元貞、発給時期は慶長六年五月八日から元貞が「肥後守」の受領名を与えられる同十七年十一月九日以前のものであることになる。

ところで粟屋元貞・元重父子は、当時毛利家においてどのような立場にあつたのであろうか。君主からこれほど多くの自筆書状を与えられるくらいであるから、輝元の信頼が厚かつたのは容易に想像がつく。実際、慶長六年に一族の粟屋四郎兵衛が出奔した際、元貞は起請文の提出を命じられているが、そのなかで元貞は「殿様私を被召出、最前も直二ひらりと被成 御意、又此度も直被成 御尋候所者、一生之間、忝段難忘存候^⑳」と述べており、両者の信頼関係のほどが窺われる。

また後年のことになるが、寛永期、元貞は江戸留守居役を勤めていたらしく、「毛利三代実録」寛永元年（一六二四）五月二十一日条と翌年の同日条に、はつきりと元貞が江戸留守居役と記されている。毛利家の江戸留守居役について

は山本博文氏がその著『江戸お留守居役の日記 ―寛永期の萩藩邸』において、寛永十年より毛利家江戸留守居役となった福岡就辰の活動について詳細に記しているが、元貞はそれ以前の江戸留守居役であったのだろう。ちなみにその当時の知行は千六百石とされている。また元重も「毛利四代実録」寛永十三年三月二十七日条の「御触達ニ依ツテ福岡就辰・粟屋元重同道ニテ寺社奉行松平侯（出雲守勝隆）ノ邸へ出ル」という記述から、父と同様の役目を勤めていたことが窺われる。あるいは留守居役福岡就辰の補佐をしていたのであろうか。

後述するように、これら「毛利輝元自筆書状集」は豊臣政権期のもものとみなされるものが多く存在する。そこで粟屋元貞のその当時における立場を推測するうえで、徳川期に江戸留守居役であったという事実は、注目してもよいのではないだろうか。つまり元貞は、豊臣政権期にも同様の役目、すなわち豊臣政権の根拠地である大坂や伏見の留守居役であったと推測されるのである。書状の内容が、およそ国元にいるとは思われないものが多いことも、この仮説を後押しする傍証たりえよう。

これらのことを踏まえて、輝元自筆書状集について解説する。紙幅の都合上、翻刻文すべてを掲載することはできないため、國學院大學図書館の「デジタルライブラリー」において原本写真を参照されたい。

①は、「秀就も今日ハとく可着候」などと、輝元の嫡男である秀就の動向を知らせたもので、また「普請ハ不申付候へとも、少之儀ハ仕る様候」「板とすミぬり・へい・はしら・縁など入候」などともあつて、いずれかで行われている普請の様子についても記されている。『寛政重修諸家譜』によれば、秀就は慶長四年十月十一日に元服したとされる。よつてこの書状はそれ以降のものということになろう。時期を限定することは難しいが、おそらく慶長四年から翌五年にかけてのものではなからうか。というのも、慶長四年閏三月に輝元が同族の毛利元康に宛てた自筆書状⁶のなかに、伏見の毛利家下屋敷の普請について言及しているものがいくつか存在するからである。その当時、後述する

ように輝元は石田三成と徳川家康の争いに加わり、三成方として動いていた。ところが毛利家下屋敷の防備は不十分であつたようで、輝元は元康へ「下やしき普請事ハ申付候するや、いか、候はんや」「へいをもます急ぎ候へ」などと度々伝えている。本書状の記述は、これとならぬかの関連があるともみてよいのではなからうか。ただし、その時期は秀就がまだ元服していないし、さらに文末に「茶湯道具・屏風・た、ミ差上せ候之由候間、待人候、碁・せうきも(将棋)可差上せ候、かしく」とあるのは、徳川方との合戦をも想定し、伏見に同族の吉川広家率いる千五百人の軍勢を終結させていた毛利家の総帥としては、あまりに悠長にすぎるだろう。よつて本書状は、三成の失脚を経て、京大坂の騒ぎが収まっていた慶長四年末から翌年前半にかけてのものと考えるのが妥当と思われる。

②は全文を掲げる。

た、ミ待人候

く、為心得候、

かしく、

明日秀就

可罷立候、舟にて

候する、二の丸

も同前候、よく

福越申談、
(編原広俊)

調儀専一候、一日二

□着候様有度候、

明日ハ又雨にて
あるへく候く、
よる着候ハ、
路次もあしく、
しまいいかゝ二候、
引手多
候て、とく着候
様ニあり度候、
一、たゞミ・板すくな
く候、可急候、
すミぬりハ
可差上せ候、
普請ハやめ
候、今分にて
ハ一日も難成
候へとも、不及
了簡候、せめて
なハゆいのひさし

とも成ともあり度候、

右近

秀就や「二の丸」(秀就の母兒玉氏)の動向を知らせ、また普請のことについても述べたこの書状は「普請ハやめ候」との記述から、①よりは後に書かれたものであることが推定される。また「舟にて」とあるのは、秀就が大阪と伏見の間を、淀川をもつて移動しようとしていることが窺われる。

③と④は、やはり嫡男秀就の動向や普請について命じたものである。時期は①・②とほぼ同時期であろう。

⑤も普請についてのもので「其元普請調候ハ、大工可差上せ候」などと記されている。②～④と異なるのは茶湯に関する記述がある点で「きよくろ之茶」や「かたつき」などの文言がみえる。

⑥は冒頭に「小右衛門手前つかい道具いかゝしわけられ候や、二つにわけられ可上候」とある。「小右衛門」の名は、茶湯に関する⑩にも登場するから、これも茶道具の持ち運びについて命じたものである。また普請に関する記述もあるが、「けい(警護)衆分限帳」について指示している点は注目に値する。

⑦は「おち」(御乳カ)や「女房衆」への小袖の贈答に関するものである。

⑧は「下へ之状、此者遣候条、急可下候様、可申付候、為心得候、其元調、無油断之通可然候く」というように、使者に便宜を図るように命じたものである。「下」は下屋敷のこととも考えられるが、「無油断」を強調していることからすれば、遠路となる領国を指している可能性も否定できない。

⑨は「万用之儀」を調えるように促すとともに、「上屋敷作事」について、大工を差し寄こすようにも命じている。⑩は詳細はよくわからないが、茶湯に関するものであろうか。「飯山こく一袋」「ちとり一袋」などの文言がみえる。

⑪は全文を掲げる。

五月五日之

上々へ之秀就

よりかたひら

調候哉く、

一、うち秀就

かたひらハ

申付候哉

く、趣可

申越候、

かしく、

右近

五月五日の端午に合わせて、秀就の帷子の調えについて問い合わせ命じたものである。

⑫は「伊勢様」の「山崎」への下向について問い合わせ、栗屋右近に対してその宿へ赴き、供などについて念を入れるように命じたもの。「伊勢様」や「山崎」については詳細は不明である。

⑬は以下の通り。

此状井又所へ

其方より持せ遣、

ミせ申候、

かしく、

〔奥ウハ書〕

〔墨引〕 あわ右近〕

「井又」は毛利家臣の井上又右衛門尉春忠のことであろう。春忠は慶長六年に出奔したとも伝えられるが、事実だとすれば当然それ以前に書かれたものということになる。

⑭も全文を掲げる。

山内小鷹持之由候、所望

仕度候条、其方より明日之

便ニ内状可遣候、為心得候、

かしく、

〔奥ウハ書〕

〔墨引〕 粟右近〕

毛利家臣の山内氏（人物比定は未考）が所持する鷹を所望する輝元が、そのことで粟屋右近に対しても内状を送るように命じたものである。

⑮は毛利家臣の名が列記されているが詳細は不明。「秀元」・「ますた」・「とくさい」・「飯尾」・「立意」・「松右衛門」などの名が確認できる。「秀元」は当然輝元の養子であった毛利秀元であろう。「立意」は茶湯に関する⑳にもその名がみえる。あるいは茶会の出席者の名を記したものであろうか。

⑯は冒頭から「当年は千鳥はかりニ茶つめ候する間、早々可差上せ候」とあり、愛用の茶道具「千鳥」を早々に持つ

てくるように命じたものである。

⑰は⑮と同様に家臣の名が列記されている。「国備」・「わたぬき」・「三吉」・「十左衛門」・「江村」・「立意」・「らいもん」・「内膳」など十二名の名がみえ、彼らへ帷子を遣わすように命じたものである。

⑱は以下の通り。

たゝいま

上やしきへ

候へく候、ともしゆ

弓の者

を十人

はかり、いかにも

ミつゝにて

ことくしく

なく申付、

たゝいま

いたし申候、

為心得候、

かしく、

栗右近

輝元が上屋敷へ入ったが、その際、供として弓衆を十人ほど、仰々しくなく申し付けただので、そのことを心得るようにと述べたものである。非常に興味深い内容で、「密々にて」「ことごとしくなく」とあることから、なんらかの緊迫した事態を想起させる。断定はできないが、おそらく慶長四年閏三月はじめの頃のものではなからうか。

前年八月十八日に豊臣秀吉が死去し、豊臣政権は「五大老」と「五奉行」による合議体制へと移行した。「五大老」の一人徳川家康は秀吉の遺命に背いたとされ、他の九人との間で不穏な空気が流れたものの、いったんは家康が讓歩する形で落着する。しかしながら、声望のあつた同じく「大老」の一人前田利家が慶長四年閏三月三日に死去するや、石田三成と、徳川家康の後押しを受けてこれと対立する加藤清正らいわゆる「七将」との間で騒動となり、結局三成は居城の近江佐和山城へ退き隠居することになった。これにより家康の勢威は飛躍的に拡大していき、関ヶ原の勝利へと進展していく。

この過程における輝元の動向が、近年、別の輝元自筆書状を詳細に検討した光成準治氏らの研究によって明らかにされつつある。⁽⁸⁾ 当時輝元は一貫して親三成派として行動し、三成とも緊密に連絡を取りつつ動いており、三成も輝元に対して、家康の機先を制して挙兵するように促すほど頼りとしていた。

さて、注目されるのは上屋敷へ入ったとする輝元の言葉である。これは伏見にある毛利家の上屋敷を指すものと考えられるが、一族の毛利元康に宛てた数通の輝元自筆書状⁽⁹⁾には「下やしき」という言葉が頻出する。すなわち1「自^(大谷吉継)大刑少被申事ニ、下やしき罷下之由、不可然候、内^(徳川家康)府むかいつらに成候様ニとの事候」、2「下やしきへ罷下候と聞え候ハ、尤可然と被申たる由候」、3「下やしき普請事ハ申付候するや、いか、候はんや」などである。

1は、すでに先学によって検討されているが、光成氏は、大谷吉継が言うには、輝元が下屋敷へ赴くことはよろしくない、家康と「むかいつら」すなわち対峙してほしいと要請していると解釈している。一方で近年、石畑匡基氏が

新たな解釈を試みている¹⁰。氏は、輝元が下屋敷に移っては家康と対峙することになり騒動は収まらないため、それは避けてほしいと吉継が要請したとする。関ヶ原で三成の盟友として真つ先に拳兵した吉継の動向を探るうえで重要な論点ではあるが、その考察は別の機会に譲るとして、小稿では、輝元の下屋敷下向が問題になっている点、つまりこの状況下で輝元は下屋敷にはいないことだけ確認しておきたい。

2は、(輝元が)下屋敷へ赴くと耳にしたところ、(家康は)非常に喜ばしいことであると申されたそうである、との意味であろう。「被申」の主語が家康であることは、同じ書状の前文に「禪高（山名）被越候而かたり被申候、内府入魂ハ非大かた候」とあることから推定できる。家康は山名禪高を輝元の元へ派遣して、輝元の懐柔を図ってきたのである。

3は、下屋敷の普請は申し付けるべきであろうか、どういたすべきか、と読める。また別の自筆書状には、下屋敷の堀の普請を急ぐように、家臣の榎本元吉に命じたとも書かれており、伏見の毛利屋敷のうち、下屋敷の防備は十分であると輝元が認識していたことがわかる。

こうしてみると、上屋敷へ入ったとするこの書状は、毛利元康に宛てた書状の前段階に書かれたものであるのは明らかであろう。輝元はまず伏見の毛利家上屋敷に入り、そこで三成の使者と相談を重ねたのである。日付ははつきりとはしないが、閏三月三日に前田利家が死去し、すぐさま三成と「七将」の騒動が起こっているから、三日から数日以内のものであることは間違いない。なお、輝元は三成失脚ののち、下屋敷へ移ったと考えられるが、それ以前の輝元の居所についてははつきりしなかった。光成準治氏は「伏見城内の曲輪か伏見城下の上屋敷」のどちらかを想定しているが、本書状により、それが上屋敷である可能性は高まったと言えよう。下屋敷の防備が十分でないため、輝元は弓衆の警護のもと上屋敷に入って、そこで三成らと協議を行ったのである。

⑱は音信として粟屋右近がうずらと鯛を贈ってきたことに対する礼状である。内容的にはさほど目を引くものはないが、輝元の花押が据えられている点には着目したい。この花押は豊臣政権期の慶長初年まで用いていた花押とは明らかに異なっている。おそらく江戸期以降に用いたものと思われるが、だとすればこの宛所の「粟屋右近」は元貞ではなく元重の可能性が高いであろう。他の書状にはない花押が据えられているのも、古くからの家臣である元貞ほどの気安さが元重に対してはなかったために形式的な書状となったと考えたなら納得もいく。そして元重宛とするならば、先述したように年次は慶長十七年から寛永九年までの元重が「右近大夫」を称していた期間ということになる。

⑳の全文は以下の通りである。

玄也へ朝にて

と申候間、

ことハリ

申事候く、

明日之ふるまい、
(振舞)

とくと存候へ共、
(疾)

黒如水是へ
(黒田孝高)

被罷越候条、

ふるまいひる二

可仕候、玄也、

又小右衛門二

其分其方可申候、立意・

玄竹可罷上

之由を可申候、

為心得候

く、かしく、

あわ右近

明日の振る舞い（茶会）は朝に催す予定であったが、黒田如水が参加することになったため、急遽昼に行くことになった。「玄也」と「小右衛門」へそのことを伝えよ。また「立意」と「玄竹」へも振る舞いに来るように伝えよ。そのように命じた書状である。黒田如水は慶長九年に死去しているため、この書状は当然それ以前のものであることになる。そしてその時期の「右近」は元貞であるから、宛所は元貞で疑いない。時期的にはやはり慶長四年か五年の前半であろう。内容からは、関ヶ原合戦勃発前夜のような不穏な空気が感じ取れない。

⑲は花押が据えてある。⑲とは形が異なっていて、これも江戸期以降のものであることは間違いないが、いつのものであるか特定するのは難しい。「先々も如申遣候、大和・彼間之事ニ付而、又々書状をつかハし候」とある。「大和」という名字は毛利家臣に存在するが人物比定は難しく、後考としたい。

⑳は智積院・祇園・八幡・北野・清水といった寺社名が書き連ねてあり、贈答品であろう、「小袖」の文言もみえる。贈答品を贈る京都の寺社をリストアップしたものであろうか。

三 小早川隆景書状（貴一・一六九七、縦二十六・三厘×横四十四・八厘、軸装、折紙）

御折帑披見候、其

表普請所々御覧

合、明日六日より被仰

付之由、尤可然候、何二様

にも被御覧計、急

度相調候様、御才覚

頼申計候く、悉皆

^{（兼通）}房御指南頼申候、

御辛勞之段、申も疎候、

次石築計之事、

頓申下候、定而此比

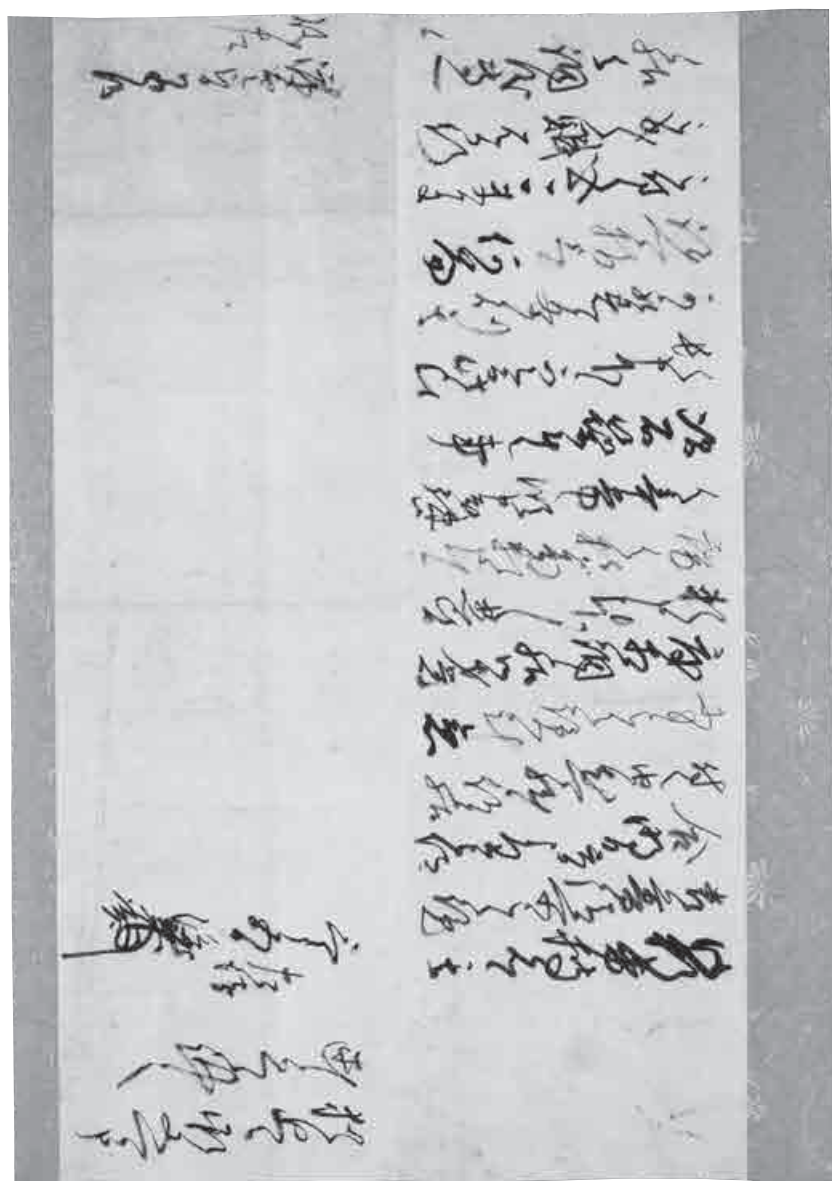
可罷着候条、則其

許可指上候、何篇

被付御国、こまかに

被成御賦、はか行

候様、御調儀專一候、



小早川隆景書狀 (貴一1697)

猶追々承、又可申
達候、恐々謹言、

左衛

三月五日 隆景(小早川) (花押)

(渡辺房)
渡雲

まいる 御返報

(磯兼景道)
磯左

小早川隆景(一五三三—一五九七)は毛利元就の三男で、安芸の名族小早川家の養子に入り、毛利家当主となった甥の輝元を、次兄の吉川元春とともによく補佐した。本書状は、隆景が毛利家臣の渡辺出雲守房・磯兼左近大夫景道の兩人に宛てた書状で、城普請について報告を受けたことに対する返書である。⁽¹⁾年次だが、宛所では渡辺房の出雲守呼称は一貫しているため、ここからは何もわからない。もう一人の磯兼景道については「磯左」と呼ばれていることが手掛かりとなる。それは景道がはじめ「末永」という名字を称していたからで、その改名時期がわかればある程度上限が知れるだろう。すると、确实なところでは、天文二十四年(一五五五)十月二十日付小早川隆景判物の宛所が「末永左近大夫」となっていることが確認できる。⁽²⁾無年号文書では(弘治二年)四月一日付毛利隆元書状が「末永」宛なので、上限は翌弘治三年(一五五七)まで下げることができようか。一方、確実に磯兼名字を称していることがわかるものとなると、やはり無年号だがその内容から天正七年(一五七九)であることは确实の十二月八日付磯兼左近大夫宛小早川隆景書状まで下らなければならぬ。⁽³⁾二十年以上の幅があるようでは、結局のところわからないと言わざるを得ないが、関連史料の存在からもう少しだけ絞ることができそうに思う。⁽⁴⁾

其元普請之儀、多分相調候由候、誠御心仕之故候、尤可然候、弥御短束肝心候、珍事候者可有注進候、尚此者可申候、恐々謹言、

右馬頭

卯月七日

輝元 御判

磯兼左近大夫殿

御宿所

輝元はさらに同月二十一日にも磯兼景道に対して書状を遣わしていて、それも普請に関するものとなっている。さてこの文書、発給者が輝元だということは、当然父の隆元が死去して以降のものということになる。隆元の死没は永祿六年（一五六三）九月のことであるから、出された年次は翌七年以降のものと考えてよさそうである。よつて本書状は、永祿七年（一五六四）から天正七年（一五七九）までの間に出された可能性が高いとし、あとは後考としておきたい。

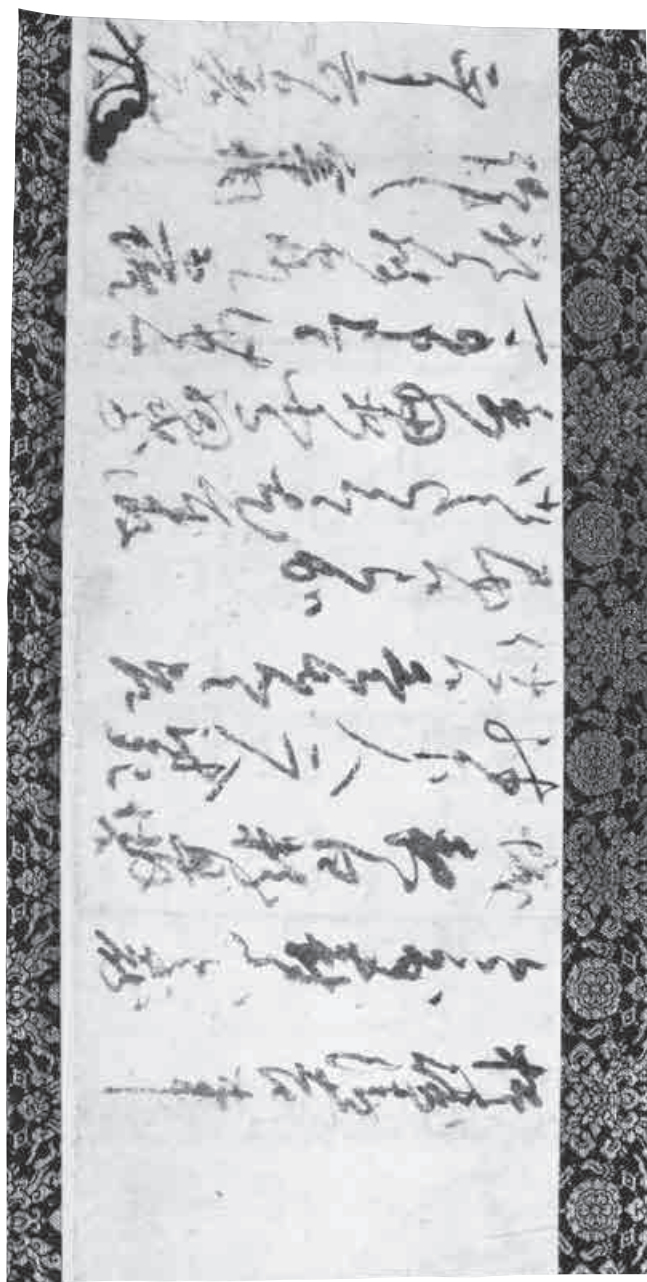
四 毛利秀元書状（貴一・一六九八、縦十四・六糎×横三十七・六糎、軸装、元折紙力）

榑崎清吉事、

今度蔚山令籠

城、夜白紛骨仕候、

殊下人二人討死



毛利秀元書状 (費一1698)

仕候条、先々差

戻候、被加

御意候ハ、尤奉存候、

委細安国寺・福式少〔福原広俊〕

可被申上候、此由可

預御披露候、恐惶

謹言、

宰相

正月六日〔慶長三年〕 秀元〔花押〕

毛利秀元（一五七九―一六五〇）は毛利元就の四男穂井田元清の長子で、長らく実子のなかった輝元の養子となり、一時期は毛利家の後継者と目された人物である。それにより、豊臣秀吉の実弟秀長の娘を妻ともして、秀吉から羽柴の名字を与えられて参議に任官し「羽柴安芸宰相」と称された。文禄四年（一五九五）、輝元に実子秀就が誕生したため本家の相続を断念し、のちに萩藩の支藩である長府毛利家の祖となる。秀吉の行った「唐入り」や関ヶ原合戦にも参加したが、江戸期に入って以降は本家の秀就を補佐し、また三代將軍徳川家光とも人魂な関係を築いていたことも知られる。

この「毛利秀元書状」は、「榑崎清吉」なる人物が朝鮮の蔚山において籠城し奮戦、下人が二人討死したことを報じている。そして、それゆえに同人を帰国させるとし、詳細は安国寺恵瓊と福原広俊から披露すると述べたものであ

る。「榑崎清吉」については関連史料が管見に触れず、どのような人物か明らかにしえないが、毛利家中のなかには榑崎の名字を称する者が少なからず存在することから、毛利家臣であることはたしかであろう。

年代は問題あるまい。明・朝鮮軍の来襲を受けた蔚山城に、加藤清正や浅野幸長が立て籠もった籠城戦はつと有名である。籠城した日本軍のなかに秀元自身はいなかったものの、毛利勢は含まれていた。秀元らの援軍到着により日本軍が大勝を収めたこの戦いが行われたのは慶長三年（一五九八）正月のことであるので、この書状は同年のものであることは間違いない。すなわち蔚山の戦いの直後に出されたものということになる。

問題は宛所であろう。掛け軸とされたためなのか、裁断されてしまっているが、これについては別の史料から誰宛か推定できる。⁽¹⁷⁾

口羽^{元良}刑部大輔事、此度蔚山令籠城、三之丸城戸番請取、夜白粉骨仕候、殊家中之者卅一人令討死之由候条、先々差戻申候、被加御意尤奉存候、委細安国寺・福式少可被申上候、此由可有御披露候、恐惶謹言、

宰相

正月六日 秀元 御判

(榑本元吉)
榑中太

御申之

毛利家臣の口羽元良のことに關して報じたものであるが、同日付で内容的にも近似していることから、榑崎清吉に關する秀元書状の宛所も「榑中太」すなわち榑本元吉であったと考えて差し支えないだろう。榑本元吉は通称を三郎兵衛尉と称し、文禄五年五月には豊臣秀吉の推挙によって従五位下中務大輔に叙任している。⁽¹⁸⁾ 豊臣政権にあつては、大大名の家臣については諸大夫成（従五位下および相当官に叙任すること）する者も多く、徳川・前田・上杉・宇喜

多などとともに、毛利家臣もかなりの数が叙任されている。もちろんその恩恵にあずかることができるのは、その大名家の有力家臣であることは当然で、榎本元吉もその範疇に含まれていたということになる。慶長二年十二月二十五日付で元吉へ送られた輝元の自筆と思われる書状のなかの「松寿気分よく候哉、無油断様可申候、其方罷居内ハ心安候⁽¹⁹⁾」という一文は、輝元の信頼の厚さとともにそのことをよく示している。なお、のちに元吉は「中務大輔」ではなく「伊豆守」の官途名を称していることもここで指摘しておきたい。⁽²⁰⁾

さて、この書状の直接の宛所は榎本元吉としても、文中に「被加 御意候ハ、尤奉存候」というように、平出が用いられて最大の敬意が払われていることを考慮すれば、実質的には毛利家当主の輝元宛であることは間違いない。当時輝元の官職は中納言、高貴な身分に配慮し、直接当人ではなくその側近に宛てて書状を送るのが、武家社会における常識であったことは言うまでもない。また、詳細を披露するとされている安国寺惠瓊と福原広俊は、口羽元良の件で、同日付けでやはり榎本元吉に対して「殊家中之者卅一人令討死仕、其上道具以下悉相損、当座之御役目難相成仕合候条、先々御暇被遣候」との副状を出している。⁽²¹⁾奮戦し、家人に多大な損害を出した毛利家臣の早期帰国実現のため口添えをしているわけで、榎崎清吉の場合も同様に副状が出されたと考えてよいだろう。

五 毛利秀就書状（貴一七〇二、縦三十二・二纏×横五十一・六纏、軸装、折紙）

乍御報貴札

拜見仕候、殊條五筋

被懸御意候、御懇



毛利秀就書状 (貫一1702)

志之至、過分至

極存候、次

禁裏様江春

陽之御祝儀

申上候之処、被遂

御披露、被成下

御奉書、頂戴

忝次第二御座候、

併御取成故二候、

猶重畳可得

貴意候、恐惶謹言、

松平長門守

三月十二日 秀就（花押）

勸修寺宰相様

再報

発給者の毛利秀就（一五九五〜一六五二）は輝元の嫡男で、萩藩の初代藩主でもある。宛所の勸修寺家は、公家の名門で清華家の一つに数えられ、代々武家伝奏を務める家柄でもあり、毛利家との関係も深い。両家の密接な関係を

窺わせる記述が「毛利三代実録」に散見できる。交流は慶長初年にはすでに行われており、慶長五年（一六〇〇）四月二十一日条に「勸修寺晴豊ノ執奏ヲ以テ半井慶友ヲ法眼ニ叙ス」との記事がみえる。それ以降も、同九年閏八月四日には、毛利輝元が後陽成天皇から宸翰の短冊を賜わった際には、晴豊の子の勸修寺光豊を通して銀子三枚を献上しているし、また同十一年十二月二十四日、禁裏へ銀子百五十両を献上したときの執奏も「勸修寺中納言」すなわち光豊であった。このように、勸修寺家は朝廷と毛利家との間の橋渡し役であった。しかしながら光豊は、慶長十七年十月に、若くして没してしまふ。すると翌年正月の毛利家の献上は、つぎのような形で行われた。

慶長十八年癸丑

正月大

一日、

公（毛利輝元）広橋大納言ノ執奏ヲ以テ大刀一口ヲ天子ニ献シ新正月ヲ賀ス、例年ノ如シ、

毛利氏ノ献貢ハ勸修寺家ノ執奏ヲ以テ恒例トス、是時勸修寺幼稚ナルヲ以テ広橋代リ奏シタルナリ、

光豊の子教豊は慶長十五年の生まれでまだ幼いため、光豊が没した翌年正月の献上は、例外的に勸修寺家ではなく広橋家を以て行われたわけである。ただし、これはあくまで例外で、慶長十九年正月には勸修寺家の家司である井家撰津守から書状が届き「毛利氏ノ執奏ハ勸修寺ナル旧格先規ヲ引キ当主幼稚ト雖トモ将来ハ執奏其旧ニ復センコト」を請われ、毛利家ではこれを了承している。その後、教豊も早世したため、勸修寺家には晴豊の孫にあたる坊城経広が養子に入つて家を継いだ。

さて、文書の年代を推定してみよう。最大の手掛かりは宛所の「勸修寺宰相」である。まずこれが誰かを考えてみたい。秀就と同時代に生きた勸修寺家の当主は晴豊・光豊・教豊・経広の四人だが、まず晴豊は除外される。織豊期

政治史の重要史料である日記「晴豊公記」を記したことでよく知られている晴豊の没年は慶長七年（一六〇二）である。文禄四年（一五九五）生まれの秀就とは年齢が違いすぎるし、第一、晴豊は秀就が誕生した段階ですでに大納言にまで昇進しているので、「宰相」（参議）と書かれている時点で可能性は皆無となる。

つぎに光豊だが、『公卿補任』によれば、参議任官は慶長五年一月五日、中納言への昇進は同九年六月二十六日である。そうなると、かりに「勸修寺宰相」が光豊とすれば、この書状は慶長九年以前に書かれたものということになるが、下限ぎりぎりの同年のものと仮定した場合でも秀就の年齢はわずか十歳にすぎない。やはりこれもありえないだろう。それに、秀就が「松平長門守」を称しているが、秀就が松平名字を与えられ、合わせて長門守を称するのは秀就が將軍秀忠の養女を妻として迎えた慶長十三年まで待たねばならない（「毛利三代実録」）。この点からも光豊は除外される。

その子教豊は五歳の若さで没しており、参議にも任官していないから論外である。よって消去法により、「勸修寺宰相」は経広しかありえないということになる。

経広は慶長十一年（一六〇六）の生まれで、参議位官は寛永九年（一六三二）一月五日、中納言昇進は同十二年一月十一日と『公卿補任』にある。したがってこの書状は、経広が参議であった寛永九〜十一年までの三年の間に出されたものとみなして間違ひなからう。すなわち秀就はこの時期、時の天皇である明正天皇に対して、勸修寺経広を通して春陽の祝儀を献上した。それに対して明正天皇は、秀就に対して奉書を以て返礼したのであり、その取り成しをしてくれた経広に対して、秀就が送った礼状が本書状である。

六 毛利秀就消息（責一・一七〇五、縦三十二・三糎×横五十・一糎、軸装、折紙）

一書申遣之候、

其表無事候や、

聞度候、内方息

災二候哉、於姫おなへ・

おとく息災候や、

是又聞度候、井原

加賀守〔元以〕差下候間、

申聞候、其許之

趣節々可申越候、

其方心遣之段、

察入候、弥氣遣

尤候、不及申候へ共、

留守無油断様ニ申

付可然候、猶重而

可申候、かしく、

七月十七日（秀就花押）

(粟屋元貞)
粟肥後

本文書は、秀就が正室や娘たちの近況を、「粟肥後」つまり粟屋元貞に尋ねたものである。さらに井原加賀守元以を派遣するので、そちらの様子を伝えるように、としている。送られた状況を想定することはさほど難しくはない。大名正室・息女たちは当然江戸にいるはずで、また元貞は先述したように江戸留守居役であった。したがって、国元または参勤・帰国の途上にある秀就が、留守居役の元貞に家族の様子を知らせるように命じたものということになる。

秀就の妻は徳川家康の次男結城秀康の娘で、名は「美津姫」とされる(『毛利三代実録』)。慶長十三年(一六〇八)七月十七日、將軍秀忠の幼女として秀就に嫁した。文中にみえる「内方」はその美津姫であろう。『寛政重修諸家譜』によれば、秀就と美津姫の間には四男三女子があり、そのうち長男(松寿丸)・次男(和泉)三男(宮市丸)は早世し、男子では四男の綱広のみが無事成長し、家督を継ぐことになる。女子は二人が成人し、長女の登佐子は越後国高田城主の松平光長に、次女の竹子は公家の関白嫁鷹司房輔に嫁いでいる。「おなへ」・「おとく」はその二人の娘の幼名と思われる。

井原加賀守元以は毛利家の家老の一人⁽²²⁾で、元和五年(二六一九)段階で五千三百石余を領していることが確認できる⁽²³⁾。豊臣政権期の文禄年間よりその名がみえるが、その頃は「大学頭」を、ついで徳川期に入ってから「四郎右衛門尉」を称していた。四郎右衛門尉の名乗りは、管見の限りにおいては元和二年(二六一六)七月十六日付吉川広家自筆記請文⁽²⁴⁾の宛所に「井原四郎右衛門尉」とあるのが下限である。元和五年三月十七日付毛利輝元・同秀就連署知行目録の宛所は「井原加賀守」となっているから、⁽²⁵⁾名乗りの変更はこの期間に求められよう。したがって、「加賀守」

と呼ばれている本文書は、少なくとも元和二年以降のものということになる。また井原元以は、寛永十二年（一六三五）頃には「彈正忠」の官途を称している²⁶ので、本直書はこの間のものであることは確かだが、宛所の「粟肥後」を手掛かりとしても少し絞ってみよう。すでに触れたように、この「粟屋肥後守」は粟屋元貞のことである。元貞が肥後守を称するのは慶長十七年（一六一二）十一月九日以降で、元貞は寛永七年（一六三〇）四月に死去している。よって年代は、元和二年から寛永七年にまで狭めることができる。なおこの文書は、「かしく」で結ばれていることに家族の近況を尋ねている点を加味すれば、秀就の自筆である可能性も十分考えられる。

おわりに

以上、國學院大學図書館にある毛利家関係文書について考察した。それにしても目を見張るのは、毛利家における自筆書状の多さである。戦国大名においては、伊達政宗の自筆書状の割合が高いことがすでに指摘されているが、元就以下、隆元・輝元の本家当主、さらに吉川広春と小早川隆景も含めて、かれら毛利家の人々の自筆書状の割合は、政宗に劣らないのではなからうか。政宗の場合は親族に宛てたものが圧倒的に多く、家臣宛となるとさほどでもないようだが、毛利家では、もちろん親族宛のものも多数存在するものの、小稿で紹介した粟屋右近宛自筆書状二十二通のように、家臣宛のものも相当数ある点に特徴がある。これを、安芸の国人から出発したがゆえの家臣懐柔策の一環と捉えることは容易ではある。だが、もう少し慎重に検討してみてもよいかもしれない。

ところで一つ気になったのは、豊臣・徳川期にかけて、毛利家臣の官途名が変化している事例が多いことである。朝廷から正式な官職を与えられたのにもかかわらず、粟屋元貞は与十郎・九郎右衛門尉・肥後守とその呼称を変え、

同じく榎本元吉も中務大輔から伊豆守へと変じたことは指摘した。同じことは、豊臣期に参議にまで昇進しながら徳川期に入ると主に「甲斐守」を称するようになる毛利秀元についても言える。常識的に考えるならば、当人たちが正規に与えられた官職を差し置いて、僭称にすぎない肥後守や伊豆守などを称することを望むはずはなく、またそれを許す毛利家側にもメリットがあるとは思えない。

あるいは、右近大夫や中務大輔、または参議の官職が、秀吉の推挙によつて実現したという事実が影響しているのかもしれない。関ヶ原で家康に敵対したがゆえに、徳川政権成立後は幕府に対して細心の注意を払わざるを得なかった毛利家において、家臣たちが秀吉の意向によつて与えられた官職名を名乗ることは、自粛すべきの方針を打ち出されたとしても、それは首肯できよう。

注

- (1) 『閩閩録』(巻一四五) 所収の弘治二年(一五五六)八月十六日付菅田小三郎宛毛利隆元判物写には「祖父越中守宣真給地無相違進之置候」とあり、同書ではこの小三郎を宣政と比定している。
- (2) 『山口県史』史料編近世1上。以下、「毛利三代実録」の典拠はすべて同じであるため省略する。
- (3) 慶長六年十一月八日付井原元以宛起請文(『毛利家文書』一一〇三)。
- (4) 読売新聞社、一九九一年。
- (5) 『山口県史』史料編近世1上。これも典拠はすべて同じであるため、以下は省略する。
- (6) 「厚狭毛利家文書」(『山口県史』史料編中世3)。
- (7) 光成準治「関ヶ原前後 ―西軍大名たちの戦い―」(日本放送出版協会、二〇〇九年)。
- (8) 光成準治「関ヶ原前後における権力闘争 ―毛利輝元の行動と思惑―」(『日本歴史』七〇七、二〇〇七年)、光成氏前掲書(注7)。

- (9) 前掲「厚狭毛利家文書」。なお一部ではあるが、図録『特別展 五大老 ―豊臣政権の運命を託された男たち―』（大阪城天守閣特別事業委員会、二〇〇三年）に原本写真が掲載されている。
- (10) 「秀吉死後の政局と大谷吉継の豊臣政権復帰」（『日本歴史』七七一、二〇二二年）。
- (11) この小早川隆景書状については、村井祐樹・遠藤珠紀両氏から文字の判読や人物比定などについて、多くのご教示をいただいた。記して謝意を表したい。
- (12) 「閔閔録」（卷一三六）には「景道事、隆景様ニ御奉公仕候、此者称号磯兼ニ相改候」とあり、またその祖先として末永盛平・同景盛の名が記されていることから、景道が末永から磯兼に改名したことはたしかだろう。
- (13) 「閔閔録」（卷一三六）。
- (14) 「閔閔録」（卷一三六）。
- (15) 「閔閔録」（卷一三六）。この文書には「有岡不慮之趣注進、得其心候」とあり、織田信長に反旗を翻した荒木村重の撰津有岡城落城を伝えていることがわかるため、同城が陥落した天正七年のものであることは間違いない。
- (16) 「閔閔録」（卷一三六）。
- (17) 「閔閔録」（卷三二）。
- (18) 「閔閔録」（卷一八）。
- (19) 「閔閔録」（卷一八）。
- (20) 元和元年十一月十五日付榎本伊豆守宛毛利秀就直書写（『閔閔録』卷一八）。
- (21) 「閔閔録」（卷三二）。
- (22) 山本博文氏前掲書（注4）。
- (23) 「閔閔録」（卷二八）。
- (24) 「毛利家文書」一一八三号。
- (25) 「閔閔録」（卷二八）。
- (26) 寛永十二年正月十三日付益田元祥・阿曾沼就春・宍道元兼・井原弾正忠「宛毛利元俱・清水景治連署状」（毛利四代実録）。
- (27) 小林清治「伊達政宗と自筆書状」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』二十七、一九九五年）。